

瀬戸内町産業振興促進計画

令和元年 7 月 5 日

鹿児島県瀬戸内町

目 次

第一章 本計画の位置づけ	・ ・ ・ ・ ・ 1
第一 計画の名称	・ ・ ・ ・ ・ 1
第二 計画作成の趣旨	・ ・ ・ ・ ・ 1
第三 計画の対象となる区域	・ ・ ・ ・ ・ 2
第四 産業の振興の対象とする事業が属する業種	・ ・ ・ ・ ・ 2
第五 計画期間	・ ・ ・ ・ ・ 2
第六 計画の達成状況に係る評価と公表	・ ・ ・ ・ ・ 2
第七 前計画における目標の達成状況と評価	・ ・ ・ ・ ・ 2
第二章 税制上の特例措置に関すること	・ ・ ・ ・ ・ 2
第一 対象地区の産業の振興の基本的方針	・ ・ ・ ・ ・ 2
第二 第一章第四に定める業種の振興を行う事業の内容及び実施主体に関する事項	・ ・ ・ ・ ・ 6
第三 事業の振興のために推進しようとする取組・関係団体等との役割分担	・ ・ ・ ・ ・ 6
第四 計画の目標	・ ・ ・ ・ ・ 6

第一章 本計画の位置づけ

第一 計画の名称

本計画の名称を瀬戸内町産業振興促進計画とし、以下「計画」といいます。

第二 計画作成の趣旨

この計画は、瀬戸内町における産業振興の現状を踏まえ課題の解決に取り組み地元産業の活性化や雇用の創出を目的として作成するものです。

瀬戸内町は、奄美大島本島に加計呂麻島、請島、与路島の有人3島を含めた総面積約249km²に及ぶ広大な面積を行政区域に持ち、昭和31年に4ヵ町村が合併して以降、豊かな海洋資源を活用した水産業や、地域特性に合わせた農林業により発展を遂げてきました。地形は平地が少なく総面積の約86%が山林で占められており、沿岸部は典型的なリアス式海岸で、昔から天然の良港として利用されてきました。気候は、亜熱帯海洋性で年間を通じて温暖多雨となっており、台風の常襲地帯であります。

世界でも類を見ない美しい海や豊かな森には、色鮮やかなサンゴ礁やアマミノクロウサギをはじめとする希少な動植物が生息しており、生物多様性を有していることから、平成29年3月には奄美群島が全国で34番目となる国立公園に指定され、現在、奄美の各市町村や環境省、鹿児島県、沖縄県とも連携協力し、世界自然遺産登録に向けて取り組んでいるところです。また、先人たちのたゆまぬ努力によって島唄や諸鈍シバヤ、油井の豊年踊りなどの民俗芸能が伝承されてきました。

本町の人口は、合併当時の昭和30年頃には26,371人でありましたが、平成27年の国勢調査では、9,042人となっており65.7%も減少しております。こうした人口減少に加えて高齢化率は年々増加し、平成30年4月には、36.7%と、いっそう過疎高齢化の傾向が強くなってきています。産業別就業人口（平成27年国勢調査）は、3,773人で内訳は、第1次産業が359人（9.5%）、第2次産業が520人（13.8%）、第3次産業が2,894人（76.7%）となっており、急激に第1次産業が減少、第3次産業が増加している状況です。

本町といたしましては、将来にわたって自立的発展を成し遂げていくために、本町独自の自然景観・文化、農林水産物等数多くの地域資源を活用し、農林水産物ブランドの確立や新たな特産品の開発・販売を図るとともに、豊かな自然を生かした、新たな体験型・滞在型観光メニューの造成や民泊を含む宿泊業者と連携し、交流人口・滞留人口の増加を実現していきます。また、雇用の創出に向けて企業誘致のPR活動を行うとともに起業家を育てるための支援や仕事環境を整備しながら、地域産業の振興と地域経済の活性化を担う人材・後継者の確保を図っていきます。

この計画は、奄美群島12市町村が一体となって策定した「奄美群島成長戦略ビジョン」の基本理念である「群島民が幸せに生活するため、重点3分野を基軸として、雇用の創出に重点を置いた産業振興を目指す」にあるように、10年後にはこうありたいと願う姿の方向性に沿うものでなくてはなりません。

第三 計画の対象となる区域

本計画の対象となる地域は、鹿児島県大島郡瀬戸内町全域とします。ただし、製造業については、奄美群島国立公園の特別保護地区、特別地域を除きます。

第四 産業の振興の対象とする事業が属する業種

本計画における業種は製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等とします。

第五 計画期間

本計画の計画期間は、令和元年7月5日から令和6年3月31日までとします。

第六 計画の達成状況に係る評価と公表

計画実施年度の翌年度にホームページ等を利用し、達成状況等の評価を公表します。

第七 前計画における目標の達成状況と評価

本計画に先立って認定を受けた産業振興促進計画（計画期間：平成26年6月11日～平成31年3月31日）においては、目標に対し、実績は以下のとおりです。

なお、設備投資の件数、新規雇用者数の対象については、租税特別措置の適用条件を満たす投資について計上しています。

区 分	新規設備投資件数		新規雇用者数	
	目 標	実 績	目 標	実 績
製造業	3件	1件(0件)	20人	1人(0人)
農林水産物等販売業	3件	1件(1件)	15人	4人(4人)
旅館業	3件	3件(0件)	5人	11人(0人)
情報サービス業等	1件	0件(0件)	5人	0人(0人)

注) 括弧書きの件数、人数は実際に租税特別措置を適用した数値

上記の結果となった主な理由としては、奄美群島の入込客が増加していることが、旅館業や奄美大島産真珠を加工・販売する店舗の投資につながったものと考えられます。(瀬戸内町産業振興促進計画の達成状況に係る評価より)

第二章 税制上の特例措置に関すること

第一 対象地区の産業の振興の基本的方針

瀬戸内町の産業の現状

〔農業〕

本町では、農業における耕地面積が327haと狭小であることから零細な農業経営を強いられています。また、農業を取り巻く環境は、農業資材の高騰、担い手不足と農業従事者の高齢化、農地所有者の不在、未登記未相続問題、特殊病害虫の発生や台風や豪雨、干ばつなどによる自然災害など極めて厳しい状況にあります。

しかし、亜熱帯性の温暖な気候を活かして、カボチャ、小ギク、たんかん、パッションフルーツ、マンゴーなどの重点園芸品目を中心として、畜産やさとうきびとの複合経営による農業生産が展開されています。さらに、さとうきびの製糖業やきび酢、地域資源を活かした6次産業化による農業生産は、地域の雇用の確保に繋がっており極めて重要な産業として位置づけております。

〔畜産業〕

子牛・豚の生産頭数において、ともに年々減少傾向にあるものの、子牛の生産額においては、一頭あたりの単価が増高しており、高い収益を上げています。しかし、本町の畜産業の現状は、生産者の高齢化・後継者不足等による離農に加え、飼養頭数（牛・豚）の減少や飼料価格の上昇など厳しい経営環境が及ぼす影響から、生産基盤の脆弱化が進行しつつあります。

〔林業〕

森林・林業は、木材価格及び需要の低迷・労働力の減少・高齢化等による林業採算性の悪化により、林業施業への意欲が減退しており、森林の有する多面的な機能の低下が懸念されている状況です。特に二酸化炭素の吸収をはじめとする地球温暖化防止機能や国土の保全、水源の涵養、生物多様性の保全、木材等の林産物供給など、生活環境の保全等公益的機能発揮の観点からも支障をきたしかねない現状となっています。

〔水産業〕

魚種別の水揚高は、漁船漁業でかつお・まぐろ類が最も多く、養殖漁業においては、近年クロマグロの生産量が増加傾向にあります。しかしながら、資源の減少や消費の低迷などにより、特に漁船漁業においては、平成20年度には763トン（292,386千円）あった水揚高が、平成29年度においては、590トン（279,115千円）に落ち込んでいます。さらに、近年の燃油価格高騰による出漁経費の増大に加え、島外消費に依存せざるを得ない当地区の漁業生産者にとっては、出荷コストの増大も伴い、経営は大変厳しい状況にあります。

〔商工業〕

人口の減少や少子高齢化の進行は、生産年齢人口の減少による働き手の減少や消費者人口の減少による消費の縮小など、経済活動の減速をはじめ社会や地域などへ深刻な影響を及ぼしています。さらに、近年の車社会中心のライフスタイルや交通インフラの整備などに伴い、消費者の行動範囲は拡大しています。一方で、豊富な品揃えや広い駐車場が設置されているなど、買い物の効率性・利便性の高さから町外の大型店舗やインターネットを活用したネット販売等への消費の流失が大きくなっています。

〔観光業〕

奄美大島における入込客は、平成26年度から導入された航路航空路運賃低減化事業やLCC（格安航空）の参入により年々増加傾向にあり、平成25年の370,360人から平成29年には473,704人と5年間で約10万人増加しています。しかしながら、本町への入込客は平成29年が131,376人で、平成25年の101,725人と比較すると約3万人の増加に留まっており、奄美大島への入込客に対して約3割となっている。奄美空港や名瀬港からの交通アクセスは、トンネルなどのバイパス化により改善されてはいるものの、観光客の誘致に大きく繋がるような効果的な施策が打ち出せていません。

〔情報通信〕

本町の情報通信基盤は、古仁屋市街地、西方地区、東方地区、山郷地区の一部で固定系超高速ブロードバンドサービス（光サービス）が整備されており、平成30年度末には本島側全域で光サービスの整備が完了しています。しかしながら、加計呂麻島・請島・与路島においてはADSLサービスのみしかなく、ADSLに関連する機器の枯渇、および光サービスの普及によって年々利用者が減少しており、今後もこの減少傾向が見込まれることから、あと数年をもって当サービスが終了することとなっています。このため、本島側との情報格差を是正するための対策をとらなければならない状況です。

瀬戸内町の産業振興を図る上での課題

〔農業〕

農家の自主性と創意工夫を基本にした組織活動の活性化と生産技術の向上を図り、足腰の強い担い手の育成や新規就農者の確保と併せ、各種農業施策を展開していく必要があります。また、本町の6次産業化の取組は、事業者が単独で取り組んでいる小規模なものが大半ではあるが、本町の地域資源を活かした6次産業化を目指す生産者は今後更に増加していくと考えられます。特に農業においては、たんかん、パッションフルーツ、マンゴーなど魅力ある農産物や、新規品目として推進しているアボカドについても加工品開発へ向けた取組が期待されております。今後、6次産業化に対する意欲の高い生産者へのサポートを強化し、多様な事業者がビジネスパートナーとして連携し、ノウハウ、スキル等の強みを相互活用する環境づくりが必要です。

〔畜産業〕

担い手の育成については、後継者による継承や新規参入を促すとともに新規参入者等が畜舎整備を行う際の初期投資を軽減するため、空き牛舎の活用など各種事業を推進する必要があります。また、労働力確保は、生産作業の共同化・分業化のための組織を立ち上げ、さらには既存飼料生産組織の充実度を高める必要があります。

〔林業〕

近年、外国産木材の供給が少なくなり、奄美大島内においても国内産木材の需要が高まりつつありますが、本町には素材生産にて出荷を行える事業体が極めて少ない状況にあります。そこで、森林経営計画の作成による施業地の集約化を行い、素材生産に必要な人材育成・担い手の確保、機材の整備等を推進する必要があります。さらに、森林の持つ多面的機能を高めるとともに森林資源の有効活用を図るため、森林組合等の林業事業体に対し、これまで保育事業を実施していない森林を対象とした森林経営計画による適切な森林整備が行われるよう努める必要があります。

〔水産業〕

魚価の向上と漁業コストの削減に向けた取り組みを実施し、漁業所得の向上を実現させ、漁村地域の振興を図るための多面的な事業展開が求められています。新しい水産資源の発掘や鮮度保持技術の向上、加工・商品開発による高付加価値化にも取り組みつつ、ブルーツーリズムの推進を軸とした観光漁業としての活用も検討しながら、漁業経営の安定化や持続的発展をどのように取り組むかが課題です。

〔商工業〕

農工商の連携による新たな特産品の創出（6次産業化）をはじめ、地元産品販売の拠点となっている「せとうち海の駅」や「いっちゃんむん市場」等との連携を強化した農林水産物の販路拡大などの取組みが課題となっています。また、人口減少に伴う需要減少とあわせて、個別企業としてのスキル不足、消費者ニーズなどの環境変化への対応が不十分であること、後継者の確保などが大きな課題となっています。

〔観光業〕

今後とも奄美群島観光物産協会やあまみ大島観光物産連盟と連携した奄美南部への誘客や周遊性のある観光ルートづくりに努めるとともに観光施設の整備改修や多言語に対応した案内板等の早急な設置に取り組む必要があります。また、今後登録を目指している世界自然遺産により、更なる観光客の増加が見込まれるなど地域経済の活性化が期待されていますが、一方で観光客の過剰な増加による環境負荷も危惧されることから、交通とガイドを連携させた案内方法の確立など適正なルールを周知する必要があります。

〔情報通信〕

令和元年度より、本島側から加計呂麻島へ海底光ケーブルを敷設し、光サービス提供に必要な中継ネットワークを構築します。これにより、移動通信システムの増強が図られ、ADSLサービス以上の高速で安定した情報通信基盤が整備されます。

光サービスは企業誘致等における最も重要な要素であり、加計呂麻島・請島・与路島内で新たな産業振興につながれると期待するため、国・県、NTT西日本と連携しながら、より良い整備を積極的に進めていく必要があります。

第二 第一章第四に定める業種の振興を行う事業の内容及び実施主体に関する事項

(1) 本町の取組

- ・租税特別措置の活用促進
- ・地方税減免の活用推進
- ・商工会，観光協会への補助金
- ・インキュベーション施設の設置
- ・企業誘致、起業家支援のための補助金

第三 事業の振興のために推進しようとする取組・関係団体等との役割分担

各主体が進める施策に係る情報を関係機関の間で共有します。また，企業誘致活動について，商工会等の関係機関が連携して取り組む。

主体名	取組の内容
鹿児島県	・租税特別措置の活用の促進 ・設備投資・雇用促進・産業育成のための補助金 ・離島活性化交付金等事業計画等に基づき実施する物資の流通効率化，漁業再生，雇用拡充，通信等に係る事業等
瀬戸内町商工会	・経営改善指導 ・人材（後継者）育成事業 ・M&Aを含めた事業承継 ・商店街活性化事業
奄美せとうち観光協会	・観光物産情報のPR活動の強化 ・農林水産漁業，旅館業との連携促進 ・体験型・滞在型観光メニューの造成

※前計画からの改善策として以下の取組を実施します。

- ・周知のための取組

本町のホームページ上に租税特別措置に関する専用の掲載ページを作成し，租税特別措置の内容・申請手順・様式・関連条例等，一連の情報を掲載します。

第四 計画の目標

第二章第二及び第三で示した取組を実施することにより更なる産業振興の推進を図り，目標は以下のとおりとします。なお，目標は租税特別措置を適用した投資に基づく新規設備投資件数，新規雇用者数とします。

区分	新規設備投資件数	新規雇用者数
製造業	1件	5人
農林水産物等販売業	1件	5人
旅館業	1件	5人
情報サービス業等	1件	5人

瀬戸内町産業振興促進計画の工程表

事 項	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
<p>業種の振興を促進するために行う事業の内容及び実施主体に関する事項</p> <p>本町の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・租税特別措置の活用促進 ・地方税減免の活用促進 <ul style="list-style-type: none"> ・商工会, 観光協会への補助金 ・インキュベーション施設の設置 ・企業誘致, 起業家支援のための補助金 					